

一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月1日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第48号

一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部を改正する告示

一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年一宮町告示第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「委嘱日の属する年度末まで」を「委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日まで」に改める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。